

# 安心生活創造事業

地域福祉推進市町村

関東ブロック 墨田区

# 原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。

## ～対象者やニーズの把握の方法について～

### 1 高齢者ニーズの把握

- (1) 既存の情報収集手段を使用し、ニーズの把握を行う。
  - 地域包括支援センターがいままで収集した情報と、地域住民からの情報による個別の整理
  - 20年度「ひとりぐらし高齢者実態調査」による統計データと対象者名簿との照合による把握
  - 民生委員による「ふれあい訪問活動票」からの情報収集
  - 町会・自治会からの情報収集
- (2) 発見のしくみを組み込んだニーズの把握
  - 介護や医療・認知症など的高齢者にとって身近な問題をテーマとして、地域において小規模の集会を継続的に開催する。住民との対話のなかで置きざりにされている高齢者の発見を行い、ニーズの把握を行う。
- (3) 連携による高齢者ニーズの把握
  - 日常生活支援サービスの実施における地域包括支援センターとシルバー人材センター等との連携における情報の収集
- (4) 新たな手段によるニーズの把握～「見守り登録制度」の実施
  - 高齢者本人の申請に基づき緊急連絡先等の情報を高齢者福祉課及び地域包括支援センターに登録し、緊急時に迅速に対応できるようにする。
  - 高齢者以外の支援については、本事業の確立後に順次拡大していくものとする。

## 原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

### ～ 人の配置体制や具体的な支援内容等について～

1/2

#### 1 専門相談・支援職員の配置

地域の高齢者の交流する場所に「文花高齢者みまもり相談室」を設置し、相談員を1名を配置している。

この相談員は、相談業務にも加えて、見守りネットワークのコーディネータ役を果たし、見守り協力員からの情報の集約と事業実施に伴う協力員との連絡調整を行う。また、見守り協力員情報交換会を定期的開催し、見守り協力員のフォローを行う。

#### 2 見守り協力員のなり手の育成

- (1) 近隣で既にインフォーマルな関係を結んでいる人を見守り協力員として登録するよう促す。見守りに際して、区や地域包括支援センターが支援を行うことにより、自分だけでなく後ろ盾があるという安心感が得られるような環境づくりを行い、近隣の人々の見守りにかかる精神的な負担を軽減する。
- (2) 認知症ボランティア啓発拠点「オレンジステーション」において認知症サポーターの育成を進め、認知症に対する理解を広めるとともに、見守りのボランティア活動への参加を促し、見守り協力員の育成を行う。

#### 3 既存の地域組織との連携

民生委員などの既に地域で活動している組織との連携を図り、取り組みを進める。

#### 4 地域包括ケア会議の開催

見守りネットワークや日常生活支援サービスの検証と、これらのサービスを有機的に結びつけるような高齢者支援ネットワークの構築を行う。

- (1) 事例検討等を通じて見守りネットワーク及び日常生活支援サービスの検証を行う。
  - (2) 検討内容をシステム構築に反映させる。
- 以上のような作業を進め、事業モデルを確立する。

## 原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

### ～ 人の配置体制や具体的な支援内容等について～

2/2

#### 5 日常生活支援サービスの実施検討

文花高齢者みまもり相談室とシルバー人材センター(予定)が協働して、日常生活支援サービス(有料サービス)を実施する。

文花高齢者みまもり相談室がコーディネート役を担い、高齢者に適切なサービスが提供されるように調整する。具体的な日常生活支援サービスについては、シルバー人材センターが提供する予定。21年度は、事業化の検討を行い、22年度から実施できるように調整を行う。

#### (サービス内容案)

日用品の買い物同行、日常の清掃、洗濯、布団干し、調理、ごみ捨て、病院の送迎、電球交換、宅配の発注書の記入、犬の散歩、墓参り代行(掃除・花付き)、囲碁将棋の相手  
身体変化・生活変化の察知、安否確認などを同時に行い、利用者の状態を定期的に報告  
民間の宅配サービスを活用する場合のアドバイス等

#### 6 学術機関との連携

高齢者支援ネットワークの構築については、墨田区の地域性に合致した独自の展開が望ましい。そのためには、他自治体の取り組み実践の知識や、高齢者福祉の専門的な知見の蓄積が必要であり、これらを行うために学術機関と連携する。また、地域包括ケア会議をバックアップして、シンクタンクとして活動する。

**原則3** それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む。

～ 住民や企業等への働きかけについて～

**1 地域住民の募金の活用を通じた地域住民の活動支援**

- (1) 見守り協力員の研修や認知症サポーターのボランティア活動支援等のために、共同募金の配分金を得るように共同募金会へ働きかける。
- (2) 企業等に対して、見守り活動支援のための募金を募り、協賛した企業を公表する。